

平成29年第4回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第118号	平成29年度宝塚市一般会計補正予算 (第4号)	可決 (全員一致)	11月24日
議案第119号	平成29年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第3号)	可決 (全員一致)	
議案第120号	平成29年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第121号	平成29年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第122号	平成29年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算(第2号)	可決 (全員一致)	
議案第123号	平成29年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第124号	平成29年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費補正予算(第2号)	可決 (全員一致)	
議案第125号	宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第126号	執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第127号	宝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	12月14日
議案第139号	平成29年度宝塚市一般会計補正予算(第5号)	可決 (賛成多数)	
議案第140号	平成29年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第4号)	可決 (賛成多数)	
議案第141号	平成29年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算(第2号)	可決 (賛成多数)	
議案第142号	平成29年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算(第2号)	可決 (賛成多数)	
議案第143号	平成29年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算(第3号)	可決 (賛成多数)	
議案第144号	平成29年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第2号)	可決 (賛成多数)	

議案第145号	平成29年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費補正予算（第3号）	可決 (賛成多数)	12月14日
議案第147号	宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	
議案第148号	宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	
議案第149号	宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	

審査の状況

① 平成29年 11月20日 (議案審査)

・出席委員 ◎中野 正 ○大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗
 となき 正勝 富川 晃太郎 藤岡 和枝 細川 知子

② 平成29年 11月24日 (議案審査)

・出席委員 ◎中野 正 ○大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗
 となき 正勝 富川 晃太郎 藤岡 和枝 細川 知子

③ 平成29年 12月14日 (議案審査)

・出席委員 ◎中野 正 ○大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗
 となき 正勝 富川 晃太郎 藤岡 和枝 細川 知子

④ 平成29年 12月18日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎中野 正 ○大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗
 となき 正勝 富川 晃太郎 藤岡 和枝 細川 知子

(◎は委員長、○は副委員長)

平成29年第4回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第118号 平成29年度宝塚市一般会計補正予算（第4号）
議案の概要 補正後の平成29年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額 782億5,024万6千円（10億955万4千円の増額） 歳出予算の主なもの 増額 人件費 人事管理事業 基金管理事業 自立支援事業 減額 執行額の確定などに伴う執行残など 歳入予算の主なもの 増額 国庫支出金…自立支援給付費負担金 …障害児通所給付費負担金 繰越金（前年度からの繰越金） 市債…農業用施設ため池整備事業債 …臨時財政対策債 減額 繰入金…子ども未来基金とりくずし 繰越明許費の補正 追加 新庁舎・ひろば整備事業ほか3件 債務負担行為の補正 追加 河川等水質調査委託料ほか12件 地方債の補正 増額 農業用施設ため池整備事業債の限度額 臨時財政対策債の限度額
論 点 なし <質疑の概要> 問1 防火水槽整備事業の防火水槽調査委託料が、今年度調査見送りのため、140万円減額で計上されている。予算不足のため実施が見送られたのか、それとも事業自体がなくなったのか。 答1 同調査は設置後50年以上経過した防火水槽を機能診断するため、平成28年度から実施している。今年度も140万円の予算を確保し、指名競争入札を実施したが、入札に参加した5者すべてが辞退したため不調となった。その後、改めて辞退した5者を含めて10者から見積書を徴収したが、1基当たりの調査委託料の平均額が約180万円であったため、今年度の実施はやむなく見送った。しかし、非常に重要な

事業であり、今後、有効な財政措置を検討して予算を確保し、公道に埋設されている防火水槽を優先的に実施していきたい。

問2 自立支援事業において、今回の補正予算で障害児通所給付費が3億4,300万円、障害福祉サービス費給付費が1億3,700万円と大幅に増額している。障がい者の社会参加がふえることはよいことだが、補正予算での対応ではなく、当初予算の要求時から利用者増を予測できたのではないか。また、この増額分の財源措置はどうなっているのか。

答2 当初予算編成の段階では、秋頃の実績値を踏まえて予算要求したが、想定以上に伸びているところから、今回補正を計上した。また、財源は原則国庫負担が2分の1、県費負担が4分の1、市負担が4分の1となっており、超過分については市負担となる。なお、訪問系のサービスについては、サービスの種類ごとに国及び県の負担の考え方が異なり、上限もある。市として障害福祉サービスについてのガイドラインを策定し、平成28年10月から適用している。このガイドラインの効果で市の超過負担分は減少傾向にある。

問3 自立支援事業において、超過負担の減少状況は。

答3 市の超過負担は平成26年度で2億6,400万円余、平成27年度で1億2,200万円余、平成28年度で3,500万円余と年々減少している。また、ガイドラインを策定したことによる効果のほか、国庫負担の割合が高いサービスへ切りかえるなど、見直しを図ったことで市負担が徐々に減ってきている。

問4 自立支援事業の障害児通所給付費について、平成28年度も12月定例会で当初予算額の5億9千万円を決算額とほぼ同じ7億5千万円余に増額補正している。平成28年12月時点で7億5千万円余が必要と想定し、対象者が年々増加していくと見込みながら、なぜ平成29年度当初予算を約1億円減の6億2,500万円余で組んだのか。扶助費の伸びを前年度の6%増と見込んだとのことだが、この6%の見込みそのものが間違っていたのではないか。

答4 当初予算編成の中では、平成29年度の扶助費全体の伸び率を前年度の6%と見込み、扶助費全体の中で溶け込むことを期待して予算を組んだが、個別には障害児通所給付費が結果的に大きく突出してしまったものと考えている。

問5 障害児通所給付費について、事業所が増加傾向にあり、対象となる障がい児者のサービス受給者数も平成26年度からの2年間で606人から913人へと増加している。市としてどう分析しているのか。

答5 障がい児は、障害者手帳を取得していなくても放課後児童デイサービスという特別な療育を受けることができる。こうしたサービス受給者に対する市内事業所の伸びが高くなっており、今年度も7カ所開設し、全体として増加傾向にある。この点

については国も何らかの規制の考え方を盛り込むべきとして、人員基準の見直しが実施されるため、平成 30 年 4 月から一定の資格を持った方がサービスに従事することになる。また、県のほうからも総量規制として、平成 30 年 4 月以降、施設が充足している自治体は県に対して、新規開設について意見を述べるができるようになる。

問 6 小・中学校の施設整備事業について、各学校園の給湯設備更新では、積極的に市単独費でガスボイラーからガス給湯器へ改修しているが、ランニングコスト等の効果はどうか。

答 6 食器洗浄のためにお湯が必要であるが、ガス給湯器の性能が向上していること及びスペースをとらないことから、ガスボイラーからガス給湯器に改修している。ランニングコストとしては、瞬時にお湯を沸かすためガス代がかかるようになり、光熱水費は高くなった。

問 7 新ごみ処理施設建設積立金について、基金に積み立ての規定に従い、今回の補正で 5,500 万円を計上しているとのことだが、基金の最終的な積立目標額はあるのか。

答 7 現在、新ごみ処理施設の総事業費がまだ明確になっていない。仮に総事業費を 300 億円、国庫負担を 3 分の 1 と想定すれば、100 億円が国庫負担で残りが市負担となる。そのうち 90%は起債対応できるため、20 億円を一般財源で対応することになる。基金をいくら積み立てれば確実な執行ができるのか、単年度の投資的経費も含めて対応を考えていきたい。

問 8 繰越明許費補正に既設公園整備事業が 6,010 万円追加されている。この内容は。

答 8 内容は公園施設長寿命化計画に基づく更新等、及び武田尾トイレ整備工事について地元との調整に時間を要し、年度内での竣工が見込めなくなったため。

問 9 過去にマイナンバー制度対応システム改修については国庫補助金を財源とするため、ほとんど市の負担はないと説明を受けていたが、例えば関連する児童手当システムや福祉総合システムについては補助率が約 2 分の 1 となっている。補助金のあり方が変わったのか。

答 9 マイナンバー制度対応システム改修については、厚生労働省及び総務省の 2 種類の補助金があり、各省で補助率が変わる。住基システム改修に関する総務省分の補助金の補助率は 10 分の 10 であるが、その他のシステム改修は厚生労働省分の補助金で補助率は 3 分の 2 となる。なお、補助金の基準額については国が想定する事業費を基準としており、基準を超過した分は市負担分となる。

問 10 国が想定していた連携項目に不足が判明したため、マイナンバー制度対応シス

テム改修で追加改修を行うとのことだが、どういう内容なのか。

答 10 今年度自治体間連携についてテストを行ったが、住民登録をしていない人に対しての課税データも必要ではないかと複数の自治体から意見が出され、国で検討した結果、そのデータを含めることになったもの。全国の自治体がその変更にあわせてシステムを改修することになっている。

問 11 準要保護児童生徒に対する就学援助費について、平成 30 年度から小・中学校の新 1 年生を対象として支給する新入学学用品費を入学前に支給するものとし、また、支給金額については国の要保護児童生徒援助費補助金標準単価及び国庫補助限度単価にあわせて増額される。この対応として今回の補正で 9,215,460 円を増額計上しているが、国に対して財源措置を要求しているのか。

答 11 かつては国庫補助対象で 2 分の 1 が市負担であったが、平成 17 年度に税源移譲があり、交付税措置にはなっているが、準要保護児童生徒分は全額市負担となった。平成 17 年度以降、市の負担分がふえているため、県都市教育長協議会を通じて国に対して国庫補助に戻すよう、毎年継続して要望している。

問 12 福祉医療費助成制度に係る横出し給付の状況について、本来の市負担のほぼ倍額を横出ししている。昭和 48 年度に制度ができ、その後徐々に対象者を拡大してきているが、近隣では横出しを実施している自治体と実施していない自治体がある。本市ではどういう経緯で横出しを行ってきたのか。

答 12 本市では、福祉医療費助成制度について県の基準を市単独で拡大してきた。精神障がい者への対象者拡大については議員提案によって行われたが、そのほかについては今となっては詳しい経緯は不明である。対象者からの要望を受けて拡大してきたのではないと思われる。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成 29 年第 4 回（12 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 119 号 平成 29 年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 3 号）

議案第 120 号 平成 29 年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第 1 号）

議案第 123 号 平成 29 年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号）

議案の概要

（議案第 119 号）

補正後の平成 29 年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額
291 億 1,919 万 3 千円（1 億 3,517 万 6 千円の増額）

歳出予算の主なもの

増額 基金管理事業
退職被保険者等療養給付事業
共同事業医療費拠出事業

減額 人件費

歳入予算の主なもの

増額 高額医療費共同事業交付金
繰越金（前年度からの繰越金）

減額 一般会計繰入金

（議案第 120 号）

補正後の平成 29 年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費の歳入歳出予算の総額
1 億 1,496 万 5 千円（213 万 5 千円の減額）

歳出予算の主なもの

増額 人件費（嘱託職員報酬）
減額 人件費（職員手当等）

歳入予算の主なもの

減額 一般会計繰入金

（議案第 123 号）

補正後の平成 29 年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額
39 億 1,072 万 5 千円（1 億 4,232 万 5 千円の増額）

歳出予算

増額 人件費
後期高齢者広域連合納付金

歳入予算

増額 一般会計繰入金
繰越金（前年度からの繰越金）

論 点 なし

＜質疑の概要＞

問 1 一般会計から国保会計への繰入金が、今回減額の補正になっている。平成 29 年度は総額としてこの繰入金が当初予算額より減ることになるのか。

答 1 今回、平成 28 年度決算での黒字分を前年度からの繰越金として 4,166 万 6 千円を歳入に計上している。そして、平成 28 年度決算審査意見書において「累積赤字解消分 1 億 4,500 万円については全額繰り入れを行う必要があったのか疑問が残ります」との意見があったことから、繰越金の 4,166 万 6 千円のうち、約 2 分の 1 に当たる 2,100 万円を基金に積み立て、残る 2,066 万 6 千円を一般被保険者の療養給付費に充てるため、一般会計からの繰入金を減額した。

問 2 国保会計はこれまで赤字だったにもかかわらず、国民健康保険事業財政調整基金を一切取り崩さなかったのはなぜか。基金残高が少額だったためか。

答 2 同基金は平成 28 年度末で残高が 307,616 円であり、国保会計の多額の累積赤字に対して基金を取り崩す考えはなかった。今回、基金に積み立てを計上していることもあり、今後は赤字の場合、基金の活用も考えたい。

問 3 国保会計について、平成 29 年度の上半期が終了したが、現時点で今年度の収支をどう見込んでいるか。

答 3 単年度収支の均衡を目指し、当初予算では繰入金の単年度収支補填分として 3 億 2,600 万円を計上した。現在、大方、決算では収支均衡が図れるものと見込んでいる。

自由討議 なし

討 論 なし

審 査 結 果

議案第 119 号 可決（全員一致）

議案第 120 号 可決（全員一致）

議案第 123 号 可決（全員一致）

平成 2 9 年第 4 回（ 1 2 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 1 2 1 号 平成 2 9 年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算（第 1 号）	
議案の概要	
補正後の平成 29 年度宝塚市特別会計農業共済事業費の歳入歳出予算の総額 1 億 1,647 万 5 千円（402 万 5 千円の減額）	
歳出予算	
減額 人件費	
歳入予算	
減額 一般会計繰入金	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
なし	
自 由 討 議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

平成 29 年第 4 回（12 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 122 号 平成 29 年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第 2 号）	
議案の概要	
補正後の平成 29 年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額 203 億 214 万 6 千円（4 億 1,756 万 6 千円の増額）	
歳出予算	
増額	介護保険システム改修業務委託料 介護給付費準備基金積立金
減額	人件費
歳入予算	
増額	一般会計繰入金 繰越金（前年度からの繰越金）
論 点 なし	
＜質疑の概要＞	
問 1	介護保険システム改修業務委託料について、システム改修経費として 1,900 万円を増額計上しているが、歳入での国庫補助金の補正額は 332 万円であり、歳入と歳出の金額が大きく違うのはなぜか。
答 1	介護保険システム改修経費の歳出の 1,900 万円は、マイナンバーに係る改修と介護保険法の改正に伴うシステム改修をあわせて計上したもの。一般会計側の歳入で計上している国庫補助金 340 万 1 千円については、社会保障・税番号制度システム整備に係る補助金で、まずは一般会計で受けて、特別会計介護保険事業費へ繰り出す仕組みとなっている。また、特別会計介護保険事業費側の歳入で計上している国庫補助金 332 万円は介護保険法改正に伴うシステム改修分である。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

平成 2 9 年第 4 回（ 1 2 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 1 2 4 号 平成 2 9 年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費補正予算（第 2 号）	
議案の概要	
補正後の平成 29 年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費の歳入歳出予算の総額 2 億 2,060 万 8 千円（増減なし）	
歳出予算	
増額	人件費
減額	予備費
論 点 なし	
<質疑の概要>	
なし	
自 由 討 議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

平成 29 年第 4 回（12 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第 125 号 宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要 市営霊園事業の円滑な運営と経理の適正を図るため、宝塚すみれ墓苑事業費特別会計を廃止し、長尾山霊園、西山霊園及び宝塚すみれ墓苑を一体的に管理する宝塚市営霊園事業費特別会計を新たに設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 長尾山霊園、西山霊園、宝塚すみれ墓苑の一体管理における効果とリスク ＜質疑の概要＞ 問 1 資金計画を見ると、一般会計の実質負担増加額について、新たな特別会計ができて以降の平成 30 年度には 249 万 2 千円、平成 31 年度以降は 400 万円台で推移していくが、平成 36 年度以降は一般会計からの繰り入れが増額され、8 千万円前後で推移することが想定されている。平成 36 年度以降に繰り入れを増額することの認識は、運営側の環境部と市の財政当局との間で一致しているのか。 答 1 新たな特別会計の資金計画では、平成 36 年度に資金ショートする形になるため、一般会計から用地費及び造成費の一部等についても繰り入れを受ける方向で、財政当局とも十分協議した上で、議案を提出したものである。 問 2 資金計画は平成 54 年度までしかないが、それ以降の資金の状況は大きく変化するのか。 答 2 資金計画は、宝塚すみれ墓苑事業費特別会計について当初に起債した二十数億円の公営企業債の償還期限である平成 54 年度までの計画となっている。平成 55 年度以降は、宝塚すみれ墓苑だけで見ると黒字であり、長尾山霊園については、収入が再貸し出しでいくらか入ってくる分しかなく若干足を引っ張ることになるが、事業全体としてはここから収支が好転する状況に進んでいくと見ている。 問 3 収支が好転することで、一般会計からの繰り入れは必要なくなるのか。 答 3 平成 55 年度以降の詳細な資金計画は出していないが、人件費及び必要経費などについては今後も一定一般財源で負担してもらわざるを得ない状況であり、市営霊園事業だけで黒字にするのは難しいと判断している。 問 4 宝塚すみれ墓苑事業の過去の経緯について、イニシャルコストの考え方及び当初は収支をどう見込んでいたのか。 答 4 当初は、財団法人宝塚市都市整備公社が事業主体となり、十数億円をかけて造成工事を行っている。また、当初は 3 期に分けて整備を進め、同公社が市中銀行からお金を借りて年間 230 区画を貸し出すことで返済していく計画で事業を開始して

いる。

問 5 宝塚すみれ墓苑事業費特別会計が設置された際、市は計画をどのように軌道修正し、どのような考えを持っていたのか。

答 5 宝塚すみれ墓苑事業開始後、経営が思うように進まなかったことから、平成 24 年度に事業を公社から市へと移管しているが、その際、当時の宝塚すみれ墓苑を 22 億 1,130 万円で評価し、市が公営企業債を起債して返済することとした。また、計画総貸出区画数は 6,520 区画とし、公営企業債の償還期間を 20 年から 30 年に延ばすことで、1 年当たりの償還負担額を減らし、年間 177 区画くらいの貸し出しができれば経営が回るという収支見込を立て、そのように計画変更している。

問 6 宝塚すみれ墓苑について、第 1 期造成工事は終了しているが、実施できていない第 2 期、第 3 期の造成工事についてはどのように考えているのか。

答 6 現在の需要予測や返還墓地の発生を考えると、現在の第 1 期造成地だけでなんとか運営できるのではと思っている。また、未整備地については、公営企業債を借りている関係で平成 54 年度までは目的外使用はできない。市として活用方法を検討しているが、具体策が見つからない状況である。民間では最近、合葬墓や樹木葬、有期限墓地といった形態も出てきており、そういった墓地需要も見していきたい。また、近隣市で墓地がなくなっている中で、本市は償還済みの墓地用の土地を持っており、有効活用も考えていきたい。

問 7 西山霊園について、除草・清掃作業等の維持管理経費はすべて一般会計から支出しているが、作業をしているのは市の職員か。それともどこかに委託しているのか。また、西山霊園は古い霊園であることから、調査は難航していると聞いている。最後まで調査できる見通しは立っているのか。

答 7 西山霊園については、260 万円くらいの経費をかけて維持管理しており、作業はシルバー人材センターに委託している。また、この霊園は昭和 12 年に良元村で設置した霊園であるため、当時の権利関係等が一部わからないところがあり、また実際に墓地区画が台帳と合わなかったり、ずれていたりする部分もあるため、その境界の決定をしないと、再貸し出しができない状況にある。現在、長尾山霊園の再貸し出しや使用者確認を行っているが、こちらで手一杯の状況であり、西山霊園の調査については、これが一定落ち着いてから進めざるを得ないと考えている。

問 8 3 霊園を一括管理する指定管理者制度の調査研究を進めるとのことだが、火葬場については 3 霊園と一括して検討するのか。また、指定管理者制度を導入するかどうかの判断はいつするのか。

答 8 指定管理者制度を導入するか、またその場合、火葬場と霊園を一括管理するのがいいのかどうかも含めて、研究を進めている。現状では、宝塚すみれ墓苑や長尾山

霊園については、指定管理者にしても経費の削減は困難であると考えている。また、指定管理者の業務内容についても、宝塚すみれ墓苑の未貸出区画の販売促進を入れると経費も膨らみ、事業計画も大きく変わってくると思っている。市としては経費削減のための方法の一つとして今後は調査を進めていきたい。	
問 9 資金計画を見ると、一般会計からの繰入金と公債費の金額はバランスがとれているのに対して、経常収入である使用料収入及び管理料収入と経常経費のバランスを見ると、経常経費の方が多い状態が続いていく見込みである。バランスは最低限とっていかないと、平成 54 年度以降や今後投資をしていく上で、後から徐々に経営が苦しくなってくると思うが、どう考えているのか。	
答 9 キャッシュフローでは、宝塚すみれ墓苑については、収入が一定入ってくるのに対して、長尾山霊園については、収入が少ししか見込めない中で、支出は同じように出ていくため、どれだけ切り詰めていくかが課題である。また、長尾山霊園は設置から 45 年経過しており、道路や園内通路については今後も計画的に整備を行っていくが、管理棟については修繕を必要最小限とし、今後のあり方を検討していきたい。2 霊園とも現状でかなり切り詰めた運営をしているため、厳しいことが想定されるが、霊園はきれいに維持管理しておかないと魅力がなくなるため、必要最小限は整備をしていきたい。	
自由討議 委員 A 市営霊園事業は、宝塚すみれ墓苑が公社の時代から 2 度の計画の変更があり、これ以上失敗を繰り返してほしくない。一般会計からの負担がより少なくなるよう十分な努力を求めたい趣旨で、附帯決議を出したいと思っている。	
討 論 なし	
審 査 結 果 可決（全員一致）	
<附帯決議> 議案第 125 号宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について に対する附帯決議案 墓地需要の変化等により、市営霊園に係る特別会計に平成 36 年度以降一般会計から、より多くの繰り入れが想定されている。 この特別会計運営に当たっては、できる限り一般会計の負担が少なくなるよう、十分な努力を求める。 以上決議する。	

平成29年第4回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第126号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要 公契約に関する条例についての調査審議を行う附属機関として、新たに宝塚市公契約条例検討委員会を設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 設置される検討委員会の構成について <質疑の概要> 問1 公契約条例について、本市は条例案を策定し、パブリック・コメントを実施したが、意見がまとまらずに、検討委員会を設置し再検討することだが、このような事例は全国でも多く見られ、その後の取り組みは各自治体でさまざまである。本市も、労働者と事業者の双方に理解をしてもらえるよう慎重に審議を進めていく必要があるが、他自治体の情報はどの程度収集しているのか。 答1 現在、賃金条項型の条例を定めている自治体は19団体、理念型の条例を定めている自治体が17団体、要綱等で定めている自治体が10団体ある。また、審議中の自治体の情報も一定つかんでいる。 問2 パブリック・コメント実施後、条例案を再検討する事例は、本市で他の条例案において過去にあったのか。 答2 過去にはなかった。 問3 今年度に意見交換を行っている事業者団体及び労働者団体の中に、連合兵庫北阪神地域協議会宝塚地区連絡会が入っていないが、何か理由はあるのか。 答3 現在、いろいろな団体と意見交換を進めている途中であり、特に意図はない。今後も引き続き、同団体も含め、意見交換できていない団体についても、意見を収集する形で対応したい。 問4 検討委員会において、条例案はゼロから議論するのか。それとも、市が策定した条例原案をもとに議論するのか。 答4 策定した条例原案をもとに、検討委員会で十分御審議いただけたらと考えている。 問5 パブリック・コメントでは、賃金条項について、労働者団体及び事業者団体から、多くの賛成意見と反対意見が寄せられている。市として、ある程度は方向性を示さないと、検討委員会の中で意見がまとまらないのではないかと懸念するが、どのよ

うに考えているのか。

答5 検討委員会の中で両極端な意見が出ることが想定され、その中である程度方向性が見えてから、市が方向性を示す対応になると考えている。

問6 検討委員会の委員構成は、知識経験者3人、事業主を代表する者2人、労働者を代表する者2人、公募による市民は1人の8人を考えているとのことだが、知識経験者3人はどういう職種の方を考えているのか。

答6 3人のうち、2人は大学教授と弁護士を考えている。もう1人の職種は決まっていないが、現在、大学教授をもう1人アプローチしている状況である。

問7 公募で市民から選出される委員からも意見を出しやすい環境をつくってほしいが、公募の市民委員を2人や3人ではなく、1人としている理由は。また、仮に事業者団体及び労働者団体と行っている意見交換の内容を知らない人が委員になった場合、委員1人で検討委員会の議論についていけるのか。

答7 検討委員会が取り扱う内容が市民になじみが薄く、多くの市民に興味を持っていただけ分野ではないことや、公募で市民から選出される委員に、労働者側と事業者側のどちらかが選任される可能性も見込まれるため、委員構成がどちらかに片寄らないよう1人としている。また、議論についていけるか不安な委員に対しては、会議でしっかり御説明させていただくべきものと考えている。

問8 各団体等から意見を聴いた後の段階で設置される検討委員会の規模として、他市の事例と比較した場合、委員8人というのは適正か。

答8 労働者側と事業者側の相反する意見が対立する検討委員会になると思うが、委員をふやしても対立する意見が増すだけであり、議論のポイントは同じところに重なってくることが想定され、本来の趣旨に基づいて議論を行ってもらうため、ある程度限られた人数の中で検討していきたいと考えた。なお、近隣市は、三木市が6人、加西市は5人、加東市は6人、四日市市は6人、岐阜県は7人、京都市は5人であり、決して本市の委員8人が少ないとは考えていない。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成29年第4回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第127号 宝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）に基づく情報連携が始まっているところ、今後も継続して市民の利便性の向上に努め、効率的な事務処理を行うため、条例の見直しを行い、番号法第9条第2項に基づき条例に定めて行う事務（市条例事務）及び特定個人情報を追加するとともに、市の執行機関の間で事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することができるよう条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 条例制定の効果とリスク <質疑の概要> 問1 事務処理が簡略化されるとのことだが、効果額は算出しているのか。 答1 特に算出していない。 問2 条例改正に伴い、必要となるシステム改修等はあるのか。 答2 基本的な手続としては、条例の可決後、情報連携は個人情報保護委員会への届け出が必要となり、システム改修等の詳細が明らかになるのはその後である。 問3 マイナンバーの情報をひもづけすればするほど、情報漏えいのリスクは高まる。市は、制度の便利なところばかりを強調して市民に説明するのではなく、リスクについてもあわせて説明すべきと思うが、どう考えるか。 答3 国は、情報漏えいに対する不安を解消するため、特定の機関がすべての情報をまとめて管理するのではなく、各行政機関等が情報を分散管理し、必要な情報のみを専用回線を使って連携することで、万が一、情報が漏えいしても悪用されない仕組みを構築している。国は、分かりやすい広報を行っているが、市も市民へ制度の仕組みを周知している。
自由討議 なし
討 論 討論1 マイナンバー制度で、市民の利便性が高まる部分はあるが、情報漏えいのリスクは100%払拭できるものではない。法で定められているもの以外に、あえて市独自で情報連携を広げていくべきではないと考え、反対する。

審 查 結 果	可決（賛成多数 賛成 6 人、反対 1 人）
---------	------------------------

平成 29 年第 4 回（12 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

- 議案第 139 号 平成 29 年度宝塚市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 140 号 平成 29 年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 4 号）
- 議案第 141 号 平成 29 年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第 2 号）
- 議案第 142 号 平成 29 年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算（第 2 号）
- 議案第 143 号 平成 29 年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第 3 号）
- 議案第 144 号 平成 29 年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 2 号）
- 議案第 145 号 平成 29 年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費補正予算（第 3 号）
- 議案第 147 号 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 148 号 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 149 号 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

（議案第 139 号）

補正後の平成 29 年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額

783 億 4,063 万円（9,038 万 4 千円の増額）

歳出予算

増額 人件費

特別会計への繰出金

歳入予算

増額 繰入金 財政調整基金とりくずし

（議案第 140 号）

補正後の平成 29 年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額

291 億 2,031 万 8 千円（112 万 5 千円の増額）

歳出予算

増額 人件費

歳入予算

増額 職員給与費等繰入金

（議案第 141 号）

補正後の平成 29 年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費の歳入歳出予算の総額

1 億 1,535 万 2 千円 (38 万 7 千円の増額)

歳出予算

増額 人件費

歳入予算

増額 一般会計からの繰入金

(議案第 1 4 2 号)

補正後の平成 29 年度宝塚市特別会計農業共済事業費の歳入歳出予算の総額

1 億 1,664 万 6 千円 (17 万 1 千円の増額)

歳出予算

増額 人件費

歳入予算

増額 一般会計からの繰入金

(議案第 1 4 3 号)

補正後の平成 29 年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額

203 億 310 万 4 千円 (95 万 8 千円の増額)

歳出予算

増額 人件費

歳入予算

増額 職員給与費等繰入金

(議案第 1 4 4 号)

補正後の平成 29 年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額

39 億 1,105 万 5 千円 (33 万円の増額)

歳出予算

増額 人件費

歳入予算

増額 職員給与費等繰入金

(議案第 1 4 5 号)

補正後の平成 29 年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費の歳入歳出予算の総額

2 億 2,060 万 8 千円 (増減なし)

歳出予算

増額 人件費

減額 予備費

(議案第 1 4 7 号)

特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、市議会議員の期末手当を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするもの。

(改正の内容)

- ・平成 29 年 12 月期の期末手当の支給月数
1.7 カ月→1.75 カ月 (0.05 カ月の引き上げ)
- ・来年度以降の期末手当の支給月数
6 月期 1.55 カ月→1.575 カ月
12 月期 1.75 カ月→1.725 カ月

(議案第 1 4 8 号)

特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、特別職の職員の期末手当を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするもの。

(改正の内容)

- ・平成 29 年 12 月期の期末手当の支給月数
1.7 カ月→1.75 カ月 (0.05 カ月の引き上げ)
- ・来年度以降の期末手当の支給月数
6 月期 1.55 カ月→1.575 カ月
12 月期 1.75 カ月→1.725 カ月

(議案第 1 4 9 号)

本年 8 月の人事院勧告に準じて、一般職の職員の給料及び勤勉手当を引き上げるとともに、職員の給与から控除できる項目を追加するため、条例の一部を改正しようとするもの。

(改正の内容)

- ・給料表
若年層に重点を置いて、本年 4 月 1 日に遡及して引上げ
行政職給料表 平均 0.19%引上げ
消防職給料表 平均 0.24%引上げ
医療職給料表 (一) 平均 0.12%引上げ
医療職給料表 (二) 平均 0.3%引上げ
- ・勤勉手当
再任用職員以外の職員に対する本年 12 月期の支給月数
0.85 カ月→0.95 カ月 (0.1 カ月引上げ)
再任用職員以外の職員に対する来年度以降の支給月数
6 月期・12 月期 それぞれ 0.9 カ月
再任用職員に対する本年 12 月期の支給月数
0.4 カ月→0.45 カ月 (0.05 カ月引上げ)

再任用職員に対する来年度以降の支給月数

6 月期・12 月期 それぞれ 0.425 カ月

・給与から控除できる項目に、確定拠出年金法に基づく個人型年金の掛金を追加

論 点 なし

<質疑の概要>

問 1 一般職の職員について、過去に給料カット及び昇給延伸を行ってきた経緯は。

答 1 平成 13 年度から平成 17 年度までは、宝塚市行財政システム改革マスタープランに基づき、管理職手当及び期末・勤勉手当に係る職務段階別加算額のカット並びに定期昇給の 12 月延伸などを実施している。また、平成 18 年度から平成 22 年度までは、宝塚市都市経営改革大綱に基づき、期末・勤勉手当の職務段階別加算額及び管理職員特別勤務手当の凍結などを行っている。さらに、平成 23 年度から平成 27 年度までは宝塚市行財政運営に関する指針の取り組みであるが、平成 26 年 1 月からの 1 年間、地方交付税の減額に伴う財源確保策として 1.7%から 5%の給与減額措置などを実施している。そして、平成 28 年度以降は、平成 30 年度までの 3 年間の予定であるが、給料は 1.2%から 4.5%、地域手当は 1%、期末・勤勉手当に係る職務段階別加算額は 50%、及び副課長級以上の管理職手当は 5%のカットなどを実施している。

問 2 市議会議員の期末手当について、法改正に準じることだが、その根拠は。

答 2 市議会議員の期末手当については、従前は一般職の職員に準じて期末手当の支給月数で支給していたが、平成 20 年度からは、特別職報酬等審議会で見直しが行われ、国の特別職の支給月数に準じることとなり、今回もそれに基づき提案している。

問 3 市議会議員の期末手当について、阪神間の状況は。

答 3 本市のように国の特別職の支給月数に準じて計算しているのは、尼崎市及び伊丹市である。また、その他、西宮市、芦屋市、川西市、三田市については一般職の職員と同じ支給月数で計算している。

問 4 現在、特別職報酬等審議会を開催しており、平成 29 年 12 月 22 日に答申が出される予定であるとのことだが、市議会議員及び特別職の職員の報酬についてはどういった答申になりそうか。また、同審議会の中で自主カットについての議論はあったのか。

答 4 審議会は平成 29 年 12 月 1 日で最終審議が終わっている。民間の賃金指数及び物価指数が上昇傾向にある中で、本市の市議会議員及び特別職の報酬については阪神間と比較すると低い状況にある。しかし、市民感覚等を考えると引き上げは難しいという意見が出ている。一方で、引き下げる根拠も乏しく、答申としては据え置きの方で出される予定である。また、審議会でも、自主カットすべきであるといった

意見は特に出なかった。

問 5 市議会議員及び特別職の職員の報酬について、人事院勧告で出される意見にはそのまま従っていくのか。

答 5 月額報酬については、特別職報酬等審議会で審議することになり、人事院勧告の影響は受けないが、期末・勤勉手当については、特別職報酬等審議会を経ずに、国の特別職の給料に準じて改正している。

問 6 過去に人事院勧告が出ても給与改定をしなかったことはあるのか。

答 6 直近では、平成 7 年度の人事院勧告分について、引き上げを凍結するとして給与改定を行わなかった。その後、平成 8 年度に平成 7 年度分とあわせて改定を行った。

問 7 地域手当については、過去に人事院勧告にあわせ、条例上 13% から 15% に引き上げたが、財政難のため実際は 14% にしている。こういった手続をしているのか。

答 7 条例の本則は 15% に引き上げたが、附則で 14% としている。

問 8 今回、人事院勧告によって給料及び期末・勤勉手当を上げると約 9 千万円の支出が必要となる。今の厳しい財政状況の中、引き上げないといけないのか。また今回、引き上げた場合と引き上げなかった場合のプラス面とマイナス面をどう分析しているか。

答 8 人事院勧告については、ある意味、制度として考えている。人事院勧告は本年 4 月の物価や民間企業の給与等の状況で比較検討されており、これまで人事院勧告で上がる場合は本市も引き上げ、下がる場合は本市も引き下げてきた。今後、本市のみ給与が上がっていかないとすれば、給与を自主カットして頑張っている職員のモチベーションも下がり、新規採用を行う上でも市に不利な状況となることが考えられる。一方、本市の景気がよくなったり、市民の所得が上がり、税収がふえたことが如実に出てくればメリットが出たと言える。

問 9 今回の改正で職員の給与は 1 人当たりいくら上がることになるのか。

答 9 職員の年齢や家族構成によって異なるが、行政職の平均では給料及び期末・勤勉手当の引き上げにより、1 人当たり年間で平均 4 万 7 千円増額することになる。

問 10 通常どおり人事院勧告に沿って給料等を上げるとなれば、約 9 千万円の財源を確保しなければならず、財政状況は確実に厳しくなる。職員のモチベーションについては、今回の単発的な要因ではなく、いつまで給与カットが続くのか、このままずっと給与が上がらないのかなど、先が見えないことによって下がるのではないか。3 年間の行財政運営アクションプランの期間中はあらゆる努力をし、目標達成した後、給与改定をしたらいいのではないか。

答 10 職員は行財政改革の中で一生懸命業務に取り組んでいる。平成 28 年度の当初予算編成時、3 年間で早急に財政を立て直すため、人件費にも手を付けていくことを職員労働組合と交渉し、人事院勧告分は反映することを約束して 3 年間の自主カットが決まった経緯がある。今回の増額改定の財源は、財政調整基金を取り崩しており、厳しい財政運営であることは十分認識している。今後、人件費だけでなく、市全体として何をどうしていくか、改めて議論していくべきと考えている。

自由討議 なし

討 論

(議案第 147 号に反対)

討論 1 議員報酬に関しては、特別職報酬等審議会においても据え置きが妥当であるとのことであり、この時期に、わずか 0.05 月分の期末手当をあえて増額する必要はないと思われる。特別職報酬等審議会でも市民感情等を配慮すればということ増額はしないと判断しているもので、この時期にわずかでも増額をせず、据え置きとするほうがよい。

(全ての議案に賛成)

討論 2 人事院勧告制度は、憲法第 28 条の労働基本権で定められた権利のうち、公務員には団体行動権（スト権）がなく、その代償として設けられた制度である。これは国家公務員に対する適正な給与を確保するもので、能率的な行政運営を維持する上での基盤である。行財政改革の推進については、平成 28 年 4 月から 3 年間の自主カットを実行中であり、人事院勧告に基づく給与等の改定はその趣旨を尊重して実施すべきである。また、市議会議員の期末手当の改正については、国家公務員の特別職の期末手当が人事院勧告に準じて改定されたことによるものである。昨年、議員報酬の 3% カットと同時に、凍結していた人事院勧告に基づく期末手当の改善分を会派代表者会において全会一致で復元した経緯もあり、このときに人事院勧告の趣旨の尊重と行財政改革に基づく自主カットとの関係が整理されたものと考えている。

(全ての議案に反対)

討論 3 何もなければ人事院勧告を尊重して給与等の改定を行うことに異論はないが、そういう状況ではない。この間の一般質問においても本市の財政状況を危惧する質問が多く出ている。同時に給与カットの議案も提案されているなら人事院勧告どおり改定すればよいが、現状で 9 千万円の支出を認めるわけにはいかない。大型事業を行うに当たっては、3 年間という期限を切って職員給与をカットし、行財政改革をやり切ることが職員との約束であったはずで、その約束を守るべきである。それが本当の誠実さであり、経営陣のすべき仕事ではないか。そのために

9 千万円増の給与改定を行わないという決断はあってしかるべきである。行財政改革ができなければ、議会としては市長不信任決議を出すという思いで取り組まなければならない。現状では給与等の増額改定は非常に難しいと考え、全ての議案に反対する。

審 査 結 果

議案第 1 3 9 号	可決（賛成多数	賛成 6 人、反対 1 人）
議案第 1 4 0 号	可決（賛成多数	賛成 6 人、反対 1 人）
議案第 1 4 1 号	可決（賛成多数	賛成 6 人、反対 1 人）
議案第 1 4 2 号	可決（賛成多数	賛成 6 人、反対 1 人）
議案第 1 4 3 号	可決（賛成多数	賛成 6 人、反対 1 人）
議案第 1 4 4 号	可決（賛成多数	賛成 6 人、反対 1 人）
議案第 1 4 5 号	可決（賛成多数	賛成 6 人、反対 1 人）
議案第 1 4 7 号	可決（賛成多数	賛成 5 人、反対 2 人）
議案第 1 4 8 号	可決（賛成多数	賛成 6 人、反対 1 人）
議案第 1 4 9 号	可決（賛成多数	賛成 6 人、反対 1 人）

